



ヒロセ電機株式会社
Communication on Progress
2012年度

* 対象期間:2012年1月~2012年12月まで

連絡先

ヒロセ電機株式会社 総務部課長 石崎隆永

Email: takahisa_ishizaki@hirose.co.jp

電話 03-3491-7636

Fax: 03-3495-5230

会社概要

会社名： ヒロセ電機株式会社

所在地： 東京都品川区大崎五丁目5番23号

従業員数： 3,945 人(平成 24 年 3 月末現在/連結)

事業内容： コンピュータ、周辺機器、端末機器、移動・有線・無線通信機器、事務機器、民生機器、制御機器、自動車等の各種高性能コネクタ製造販売

トップステイメント

弊社は2012年2月にグローバル・コンパクトに加盟しました。

弊社はグローバル・コンパクトおよびその10原則を支持し、グローバルに事業を展開する企業として、持続可能な社会の発展のため、より一層、積極的かつ継続的に活動を展開し、社会への貢献を図ってまいります。

弊社では、本年度の活動として、以下のことに取り組んでまいりました。

○ヒロセ電機グループ行動規範(以下「行動規範」という)の改定と周知を通じて、人権・労働・環境・腐敗防止の各分野における弊社グループの従業員がとるべき、行動基準を従業員に再徹底する。

○サプライヤー行動規範を新たに制定し、当該規範の遵守をもとに、サプライヤーに対しても同様の取り組みへの協力を要請する。

○環境方針をもとに環境目的・目標を掲げ、すべての事業活動において「環境負荷物質の使用抑制・汚染の予防」、「資源の有効利用、省エネルギー化の推進」等、環境に配慮した企業活動を継続して実施する。

○労働安全衛生マネジメントシステムを国内の主要事業所に導入し、目標・計画・実施・監査のPDCAを回して職場の安全衛生環境の向上を図る。



氏名 中村達朗

役職 代表取締役会長

2013年1月15日

グローバル・コンパクト 10 原則

- | | |
|------|--|
| 人権 | 企業は、
原則1: 国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、
原則2: 自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである。 |
| 労働 | 企業は、
原則3: 組合結成の自由と団体交渉の権利の実効的な承認を支持し、
原則4: あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、
原則5: 児童労働の実効的な廃止を支持し、
原則6: 雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである。 |
| 環境 | 企業は、
原則7: 環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、
原則8: 環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、
原則9: 環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。 |
| 腐敗防止 | 企業は、
原則 10: 強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである。 |

人権分野に関する活動報告

本年度の活動目標・内容	結果・評価	来年度の活動目標・内容
<p>1、行動規範の改定と周知による人権尊重の再徹底</p> <p>人権分野では、「基本的人権および個人の尊厳尊重」「非人道的な扱いの禁止」等従来から掲げてきた行動基準をより分かりやすく整理し、行動規範の周知をもって徹底する。</p> <p>2、サプライヤー行動規範の策定と周知</p> <p>サプライヤー向けの行動規範を新たに策定し、弊社行動規範と同様、人権分野においてとるべき行動基準をサプライヤーに示し、協力を依頼する。</p>	<p>○ 行動規範の改定は実施し、グループ全従業員に周知した</p> <p>△ サプライヤー行動規範は作成したが、サプライヤーへの提示はできなかった</p>	<p>継続的に内容の周知を図る。</p> <p>サプライヤー行動規範をサプライヤーに提示し、遵守への協力を要請する。</p>

労働分野に関する活動報告

本年度の活動目標・内容	評価	来年度の活動目標・内容
<p>1、行動規範の改定と周知による労働分野での差別行為の禁止の再徹底</p> <p>労働分野においても、「児童労働および強制労働の禁止」「雇用における差別の禁止」等を改めて明確に示し、行動規範の周知をもって徹底する。</p> <p>2、労働安全衛生マネジメントシステム導入による職場の安全・衛生環境の管理向上</p> <p>労働安全衛生マネジメントシステムを国内の主要事業所に導入し、目標・計画・実施・監査のPDCAを回して職場の安全衛生環境の向上を図る。</p> <p>3、サプライヤー行動規範の策定と周知</p> <p>サプライヤー向けの行動規範を新たに策定し、弊社行動規範と同様、労働分野においてとるべき行動基準をサプライヤーに示し、協力を依頼する。</p>	<p>○ 行動規範の改定は実施し、グループ全従業員に周知した</p> <p>○ 運用規程のもとに、方針周知・目標設定・事業所毎の計画策定・計画をもとに実行・月次での実施状況把握を行った。</p> <p>△ サプライヤー行動規範は作成したが、サプライヤーへの提示はできなかった</p>	<p>継続的に内容の周知を図る。</p> <p>システム監査を実施し、更に質的な向上を継続的に図るとともに、海外等対象事業所の拡大を目指す。</p> <p>サプライヤー行動規範をサプライヤーに提示し、遵守への協力を要請する。</p>

環境分野に関する活動報告

本年度の活動目標・内容

評価

来年度の活動目標・内容

ヒロセ電機グループ環境報告書2012(以下「環境報告書」という)による

腐敗防止分野に関する活動報告

本年度の活動目標・内容	評価	来年度の活動目標・内容
<p>1、行動規範の改定と周知による腐敗防止の再徹底</p> <p>腐敗防止分野では、「贈賄行為の禁止」等について、行動規範の周知をもって徹底する。</p>	<p>○ 行動規範の改定は実施し、グループ全従業員に周知した</p>	<p>継続的に内容の周知を図る。 米国FCPAのガイドライン等外国公務員贈賄規制の近時の動向を海外事業所に周知して、対応を検討する。</p>

このコミュニケーション・オン・プログレスの報告内容をどのようにステークホルダーに伝えますか。

環境報告書、行動規範は、自社ウェブに直接掲載する。
それ以外の内容は、求められた場合に個別に開示する。